

#### (4) 工場・事業場の状況

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、平成13年10月から「化学物質の適正管理に関する規定」と「土壌汚染対策に関する規定」が施行され、それに基づく報告・届出等が平成14年度から実施されています。

<第1-4-1表> 使用量等報告書提出数 (単位: 件)

種類	年度	14	15
普通洗濯業		32	24
燃料小売業		27	40
電気機械器具製造業		3	3
その他		10	9
合計		72	76

<第1-4-2表> 適正管理化学物質使用量 (単位: kg/年)

種類	年度	14				15			
		使用量	製品としての出荷量	環境への排出量	事業所外への移動量	使用量	製品としての出荷量	環境への排出量	事業所外への移動量
4	イソプロピルアルコール	580	0	580	0	430	0	430	0
8	塩酸	7,550	0	0	0	4,200	0	0	0
11	キシレン	2,849,750	2,833,900	3,148	288	4,416,110	4,389,400	2,568	434
16	酢酸エチル	350	0	310	44	170	0	140	26
17	酢酸ブチル	—	—	—	—	600	—	530	65
19	酸化エチレン	140	0	40	100	140	0	43	100
26	ジクロロメタン	1,530	0	780	750	1,450	0	930	520
29	硝酸	4,000	0	0	0	4,120	0	0	0
35	テトラクロロエチレン	17,180	0	12,066	5,144	11,470	0	7,031	4,369
39	トルエン	5,482,780	5,395,400	7,974	693	8,247,920	8,206,800	8,434	600
40	鉛	1,600	1,500	0	100	2,000	1,800	0	200
41	ニッケル	380	310	0	71	200	160	0	0
42	ニッケル化合物	—	—	—	—	6,9	0	0	48
50	ベンゼン	234,280	276,370	234	0	453,810	442,000	310	0
51	ホルムアルデヒド	120	0	0	120	45	0	0	45
53	メタノール	170	0	0	170	250	0	0	250
54	メチルイソブチルケトン	—	—	—	—	100	0	85	18
57	硫酸	41,050	0	0	0	45,470	0	0	0
	合計	8,641,460	8,507,480	25,132	7,480	13,188,492	13,040,160	20,501	6,675

注 対象は58種類の指定された適正管理化学物質を年間100kg以上使用する工場・指定作業場です。

＜第1-4-3表＞ 土壤汚染状況調査報告書等の提出状況 (単位：件)

種類		年度	15	16
土壤汚染状況調査報告書	ガソリンスタンド		2	8
	クリーニング業		0	2
	自動車整備業		0	1
	合 計		2	11
汚染拡散防止計画書提出書			2	1
汚染拡散防止措置完了届出書			2	1

注 工場または指定作業場を設置している事業者で、有害化学物質を取り扱ったことがある者は、事業所を廃止または建物を除却しようとする際、対象地の土壤汚染状況を調査し報告することが義務づけられました。さらに、調査結果が処理基準値を超える場合には「汚染拡散防止計画書」を作成し、防止措置の実施が必要となりました。

＜第1-4-4表＞ 燃料調査結果 (単位：件)

	工 場	指定作業場	合 計
調査件数	1	13	14
基準適合	1	9	10
基準不適合	0	0	0
規制対象外	0	4	4

＜第1-4-5表＞ 地下水揚水量経年変化 (単位：m<sup>3</sup>)

	12年	13年	14年	15年	16年
工 場	147,069	147,000	73,727	88,760	89,620
その他	2,404,957	2,378,496	2,074,768	2,380,692	2,323,205
合 計	2,552,026	2,525,496	2,148,495	2,469,452	2,412,825

注1 調査期間は年度ではなく年。(1月から12月)

注2 平成13年から条例の改正で調査対象箇所が増加しました。

＜第1-4-6表＞ 石綿含有建築物解体等工事施工計画届出数 (単位：件)

年度	14	15	16
届出受付	12	13	10
現場立入	11	14	9

注1 一定規模以上の吹き付けアスベスト及びアスベスト保温材を使用している建築物等の改修・解体を開始する日の14日前までに届出が義務付けられています。

注2 届出受付後、区では立入調査を実施しています。年度末に受付けた届出の立入調査を次年度に実施する場合がありますので、届出件数と現場立入件数は一致しないことがあります。

＜第1-4-7表＞ 特定建設作業実施届出数（種類別）の年度別推移（単位：件）

種類	年度	12	13	14	15	16
騒音規制法	くい打機等	5	9	3	3	8
	さく岩機	169	159	192	201	201
	空気圧縮機	8	9	23	14	19
	合 計	182	177	218	218	228
振動規制法	くい打機等	14	16	5	2	2
	ブレーカー	86	75	110	120	130
	合 計	100	91	115	122	132

注1 騒音規制法のさく岩機と振動規制法のブレーカーは、法律により、その名称は異なりますが、じ作業のことです。

注2 届出が受理されると、区では届出人に対して「特定建設作業実施届出済票」を渡し、所定の事項を記入のうえ、建設作業現場の公衆の目につきやすい場所に掲示するよう指導しています。

＜第1-4-8表＞ 工場等の年度別推移（単位：件）

	年度	12	13	14	15	16
1	東京都環境確保条例（※注1）による工場数	638	611	592	568	569
2	東京都環境確保条例（※注1）による指定作業場数	1,356	1,312	1,294	1,284	1,253
3	東京都環境確保条例（※注1）による指定作業数	1,577	1,503	1,494	1,449	1,405
4	大気汚染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数	144	137	125	123	121
5	水質汚濁防止法による特定施設設置事業所数	1	1	1	1	1
6	騒音規制法による特定施設設置事業所数	209	205	199	198	202
7	騒音規制法による特定建設作業実施届出数	182	177	218	218	228
8	振動規制法による特定施設設置事業所数	61	60	61	61	62
9	振動規制法による特定建設作業実施届出数	100	91	115	122	132

※注1：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の略称

1. 工場	2.2kw（合計）以上の原動機を使用する物品の製造、加工、作業を常時行う工場等
2. 指定作業場	指定作業を行う事業所（場）
3. 指定作業	自動車駐車場、ボイラー、洗濯施設等
4. ばい煙発生施設	主としてボイラー、焼却炉など
5. 特定施設（水質）	酸アルカリ洗浄施設、電気メッキ施設、洗濯業の用に供する洗浄施設、めん類製造業の用に供する湯煮施設、豆腐または煮豆製造業の用に供する湯煮施設、自動式車両洗浄施設等
6. 特定施設（騒音）	液圧・機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、織機、木材加工機械、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、切断機（といしを用いるものに限る）等
7. 特定建設作業（騒音）	くい打機、びょう打機、さく岩機、掘削作業、空気圧縮機を使用する建設作業、コンクリートプラント等
8. 特定施設（振動）	液圧・機械プレス、せん断機、圧縮機、織機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機等
9. 特定建設作業（振動）	くい打機、鋼球、舗装版破砕機、ブレーカーを使用する建設作業